

# 一之宮ストロングス団規約

制定 平成8年4月1日  
直近改正 平成29年3月5日

1. 名称及び所在地：『一之宮ストロングス』と称し、代表宅住所を所在地とする。
2. 目的：軟式野球を通じ、心身ともに健全な少年少女の育成を図るとともに、保護者及び指導者間の親睦を深めることにより地域の発展と振興に寄与することを目的とする。
3. 構成：所定の申込書により入団した選手、その保護者、指導者により構成するものとする。
4. 役員：総会にて承認された次の役員をおく。  
代表 1名・副会長 3名（内1名は保護者）・事務局 1名  
総合会計 1名・グラウンド担当若干名・北部リーグ事務局 1名  
学年会計及び学年連絡（当該年度のチーム構成による）  
以上の役員の他、当該年度の学年監督を加え重要事項の協議のため必要により役員会を開催することができる。この場合の会議の招集は事務局が行う。  
役員会の決議は出席役員の過半数の賛成をもって決する。
5. 総会：定期総会は活動報告、会計報告、活動計画案、予算案、役員改選等について、毎年度3月初に開催する。  
臨時に会議を必要とする場合は、代表が招集し開会することができる。  
総会の決議は、総会出席者の過半数の賛成をもって決する。
6. 運営：会費、寄付金その他収入をもって運営する。
7. 会費：会費は選手一人あたり年間16,000円とする。  
納入は会計担当の請求に基づき分割納入とし、入団日の月から納入する。
8. 年度：役員の任期及び会計期間は毎年3月1日から翌年2月末日までとする。
9. 退団：選手、保護者ともに退団の意志が確認された時とし、会費は当月までを納入期間とする。会費の前納がある場合は、当該月を基準に返還するものとする。
10. 保険：選手は全員スポーツ保険に加入することとし、保護者、指導者及び選手の兄弟、姉妹については、任意に加入できるものとする。保険料は団会計から一部額を補助する。
11. 慶弔：選手、保護者、指導者、関係者等の慶弔に関し10,000円を上限に支出できるものとし、適用、額等については代表、副会長、事務局が協議の上決定する。

## ストロングス6つの誓い

- ・お互いにあいさつすること
- ・ものを大切にすること
- ・好き嫌いを言わず進んでやること
- ・何事にも忍耐と努力をすること
- ・正しいことを行い友達と仲良く、弱いものをいじめないこと
- ・野球と同じように勉強も頑張ること

